



第7号  
53.4.1

会報  
**やまぐち**

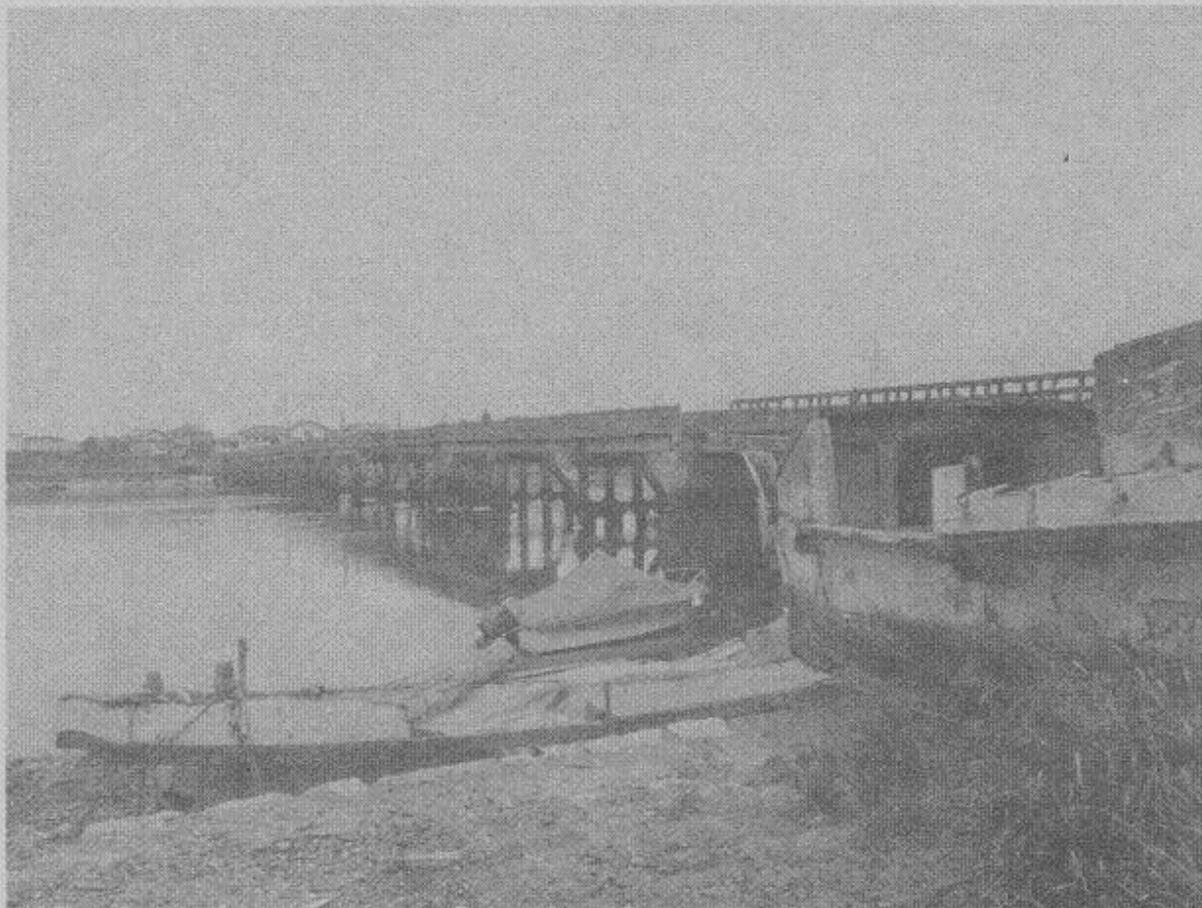
発行者  
山口市駅通り2丁目9番15号  
山口県土地家屋調査士会  
TEL 山口②5975  
郵便番号 753

印刷所  
山口市旭通り1丁目1の6  
桜プリント企業組合  
TEL 山口②1712

目次

- 調査士法改正試案に思う ..... 会長 三好敏夫 (2)
- 本部だより 「表示登記の日」  
無料登記相談所今年も開催 ..... (3)
- 「表示登記の日」ビデオテープ ..... (4)
- 山口地方法務局 人事異動 ..... (6)
- 資料 「表示登記の日」無料登記相談集計表 ..... (7)  
昭和52年受託事件数対照表
- 随想 ホール・イン・ワン ..... 下関支部 前田博司 (7)
- 防長人物抄 名物調査士紹介⑦ ..... 宇部支部 吉行信枝 (9)
- お知らせ ..... (8)(10)

連帆橋（一銭橋）撮影 岩国支部 井尻富士夫



# 調査士法改正試案に思う

会長 三好敏夫

五十三年度は調査士法改正案という一大事となって幕明けされた。

司法書士業界が国試問題に取組み特任制度にからんで難航しているやに聞いている時、調査士法第三集、調査士となる資格、に「法務局又は地方法務局において表示に関する登記事務に十年以上従事した者である、法務大臣がその者の職歴により土地家屋調査士の業務を行うのに必要な知識のほか、必要な技能を有すると認められたもの」を追加する法改正が、民事局第三課試案として国会に提案されることとなったからである。

三月十七日、日調連正副会長に民事局から呼出しがあり、前記改正要綱試案が示された。

つづいて、三月三十一日全国会長会議に列席した清水第三課長が、試案の要旨を次のように説明された。

(一) 表示登記制度、地図の整備、表示登記にふさわしい組織機構の整備を図ることが必要で、それには職員が表示登記に対する関心、理解、意欲が必要で、土地家屋調査士の資格

を付与する途を開くことが適切な方策である。

(二) 登記官は調査士の職務を調査する立場にあつて、調査士と同等な知識技能を併せ持つべきことが予定されていて、徐々に養成されつつあり、この者を対象として資格を付与することは調査士制度の趣旨にかなう。

(三) 特任制度は、法務局職員が調査士制度に対する理解と信頼を深め、一層強固な連携が出来る。

(四) 五年間は特任制度をつかわない、またその数はきわめて少数である。

(五) 特任制度は、弁護士法、弁理士法、司法書士法、税理士法、行政書士法にはあり、早晚調査士法にも考えられていた。

以上、真剣な説明がなされ、第三課長の熱意には敬意を表したものの、各会長は一斉に反対の意思を表明したが、第三課長相手ではどうすることも出来ず、一時から五時までの予定が六時を過ぎても各会長の反対の意見は止まなかった。

そこで、日調連正副会長と各プロク大会会長が香川民事局長に面会す

ることとなり、同宿した中国プロク大会会長は夜十時半帰宿して、権力の偉大さ、壁の厚さと、民事局は試案を強行する意思であることの説明があった。

調査士法が制定されて二十七年、

その使命を果たすべく日夜勉強し努力を積み重ねて来た我々や先輩が、司法書士業界で特任の悪弊をみるにつけ、何としてもこの法改正に反対せざるを得ないのは当然のことであろう。

二つには、調査士の技術が、特任でも出来ると民事局が軽く考えていることに反感を感じるのである。

三つには、登記官でも調査士の使命を理解する者は、技術の試験を受けている現状を推進すべきである。

四つには、調査士法を改正するにあたって、調査士会に話が無く、切り捨て御免の権力に我慢が出来ない、我々に、どれだけ力があるか、その力をためすことを考えると同時に、日夜品位の保持につとめ、調査士の使命を研鑽しなければならぬことを痛感した。

その意味で、今年には、調査士会が成長する過程の第一段階の試験の年であると思う。



## 日和見申述書

青い地球は誰のものか。と言ひ、かけがえのない地球を叫ぶ。だが、人類そのものが、地球にとっては、がん細胞のような存在なのではないだろうか。

かつて、人類が他の生物と同様、自然環境の織りなす輪廻のままに暮らしていたころは、自然の自浄作用によって、何とか地球全体のバランスがとれていた。

しかし、人口が等比級数的に増え、やみくもに鉱工業製品を産出するなど、自然離れの傾向が強まるにつれて、人類は、ますます地球を汚染させ、とりかえしのつかない、大滅亡へとひた走っているように思えてならない。それは、がん細胞が異常に増殖して、ついには生体を亡ぼしつくす過程に似ている。

人類が、この地球上でより長く生きつづけるためには、我々の一人一人が地球にとってはがん細胞なのだ、というリアルな認識を持って、積極的に公害に立ち向かわなくてはならない。

人類だけが亡びるのならばまだよい。地球上の生きとし生けるものまでも、巻きぞえにし道づれにするだけの権利が果たして人類にあるのだろうか。

青い地球は誰のものか。  
—、そして誰もいなくなった。—  
(アガサ・クリスティ)

# 本部だより

## 「表示登記の日」

### 無料登記相談所

### 今年も開催

昨年引きつづき、この四月一日「表示登記の日」のキャンペーンとしての無料登記相談が、県内十一カ所において開催され、昨年を上まわる好成績をおさめて、無事終了いたしました。

表示に関する登記についての正しい理解と、土地家屋調査士制度の一層の飛躍を期して、日本土地家屋調査士連合会では、例年、四月一日を「表示登記の日」と定め、全国的なキャンペーンをくりひろげることとし、昨年からは、全国各地において、表示登記に関する無料登記相談等を実施することによって、国民の周知度を高めようと努力しています。

山口会としても、この連合会の呼びかけに応じて、昨年度を初回として、今年も引きつづき、無料登記相談所を全県下にわたって広く開催することを計画し、幸い、山口地方事務局の本支局各出張所の御指導もいただき、会員各位の協力のもとに県内十一カ所において、次のような成績をあげることができました。

「表示登記の日」の無料相談集計  
会場 相談者数

岩国支部	十一名
柳井出張所	四名
久賀出張所	六名
徳山支部	八名
徳山支局	八名
山口支部	八名
可調会館	二十一名
防府市福祉会館	十七名
萩支部	十三名
萩支局	十三名
宇部支部	十三名
宇部市勤労青少年会館	二十一名
小野田市役所	六名
厚狭福祉協議会	二名
下関支部	六名
市社会福祉会館	六名
合計	百十五名

昨年度の「表示登記の日」の記事でも述べたように、表示に関する登記についての国民一般の理解は、まだまだ浅く、それとともに、土地家

屋調査士の周知度も、いまだに十分な理解を得ていない実情であり、この制度の存在と業界のPRも兼ね、また一つには、社会に対する、我々の利益還元の一環として、この「無料登記相談」の実施が、「表示登記の日」のメインプログラムとして、大きく打ち出されてきたものと考えられます。

今年も、たまたま四月一日が土曜日であったこともあり、相談者数に於いて、昨年を下まわったのではないかと懸念されておりましたが、結果は、前掲の通り、百十五名と、昨年度の八十九名を三割近くも上まわる実績を挙げ得たのは、具体的な計画の実施を担任された各支部の会員の並々ならぬ協力のたまものと厚く感謝しております。

今回の「無料登記相談所」の開設にあたり、各方面に依頼して、その計画の周知方について数々の協力を得ることができました。

県下各市町村の広報紙に、記事の掲載をいただいたところは、次の十一カ所にも達しました。

- 広報おおばたけ(大島町) 二月一日号
- 広報たぶせ(田布施町) 三月一日号
- 広報むつみ(むつみ村) 三月四日号
- 広報やない(柳井市) 三月十日号
- お知らせ(小野田市) 三月十五日号
- 広報さんよう(山陽町) 三月十五日号

市報しものせき(下関市) 三月十五日号

市報はぎ(萩市) 三月十五日号

広報ほうふ(防府市) 三月十五日号

広報くか(久賀町) 三月二十日号

広報ひらお(平生町) 三月二十日号

また、各報道機関にもお願いをして、昨年度と同様、各新聞のお知らせ欄に開催の日時を掲載していただき、「NHK」や「テレビ山口」のテレビ等の電波でも、「表示登記の日」の計画について流していただくなど積極的な協力を得ました。

「表示登記の日」の無料相談の集計によりますと、この登記相談があったことを何によって知り得たかとの質問に対し、

- 市町村広報 八十二(七十一名)
- テレビ 十九(一七名)
- 新聞 七(六名)
- ラジオ 四(三名)
- ポスター 三(三名)

という回答を得ました。この回答によるかぎり、山口県においては、市町村発行の広報紙がいかに強力な情報伝達の手段であるかがわかります。

改めて、各市町村の広報担当の方々の御協力に、厚く御礼申上げる次第です。

以下、各市町村広報の掲載記事をビデオテープとして転載させていただきます。

土地家屋調査士

不動産を登記するのは、あなたの権利を守ることなのです。

「土地家屋調査士」があなたのお役に立ちます。

「土地」や「建物」に対する諸権利は登記をすることによって完全な効力が生じます。

不動産の登記申請手続のうち、権利に関する登記は司法書士および弁護士がおこない、「土地」の分筆、合筆、地目変更、地積更正や、「建物」の新築、増築、区分、とりこわしなどの調査、測量及び表示に関する登記は、あなたにかかわって「土地家屋調査士」がおこないます。もよりの「土地家屋調査士」にご相談ください。

山口県土地家屋調査士会  
山口市駅通り2-9-15 山口県司法会館

PRコーナー

広報部

土地家屋調査士の存在と、その職務を一般に周知徹底させる目的で、今回、業界広告の形をとって、朝日新聞に上記のような広告を掲載いたしました。

本誌予算の限られた範囲内で、どの程度のPR効果が期待出来るかは、難かしいところですが、少しでも、国民一般に我々の存在の重要性を認識してもらおうべく、各位の協力を切にのぞみます。

「表示登記の日」  
ビデオテープ

広報  
おおぼたけ



ご存じですか？

「表示登記の日」は、土地家屋調査士が、土地・建物の調査、測量登記など無料相談を行います。

「表示登記の日」は、土地家屋調査士が、土地・建物の調査、測量登記など無料相談を行います。

広報紙に掲載された「お知らせ」

広報  
くまが

登記に関する  
無料相談を実施  
このたび、全国一斉に四月一日を「表示登記の日」と定め、次のとおり登記に関する無料相談が行われることになりましたので、お気軽にご利用ください。

お知らせ 小野田市

4月1日は「表示登記の日」です

土地・建物の調査、測量登記など無料相談を行います。

～市民相談課～



4月1日(土) 9:00~12:00  
市役所(玄関ロビー)  
山口県土地家屋調査士会員

さんよう  
広報の7日

表示登記の  
無料相談  
山口県土地家屋調査士会では、四月一日の「表示登記の日」に表示登記に関する無料相談を行います。お気軽にご相談ください。

市報  
しものせき

表示登記の  
無料相談  
山口県土地家屋調査士会では、四月一日の「表示登記の日」にちなみ、表示に関する無料登記相談を行います。



# 広報

**無料表示 登記相談**

山口県土地家屋調査士会では、四月一日の「表示登記の日」制度を機会に、表示登記を正しく理解していただくため、次のとおり無料登記相談を開致いたします。

土地の分筆・合筆・地目変更・建物の新築・増築・滅失などの登記について相談を受けます。

日時 四月一日(土) 午前九時から午後三時まで

場所 横井市山根 山口地方事務所 横井出張所

お問い合わせは山口県土地家屋調査士会 (TEL)〇八三九二二二一五九七五)にお問合せください。

# せいたく

**表示登記の 無料相談**

山口県土地家屋調査士会では、四月一日の「表示登記の日」に表示に関する無料登記相談を行いますので、お気軽にご相談ください。

とき 四月一日 九時～十五時

ところ 山口地方事務所 横井出張所 (横井市東土手二、五六四)

相談内容 土地の分筆・合筆・地目変更・地積更正等 建物・新築・増築・滅失・分割・区分等

# 広報 ほうふ

**表示登記の 無料相談**

山口県土地家屋調査士会では、四月一日の「表示登記の日」にもなると、みなさんに登記の重要性を認識していただくため、表示登記について無料相談を、次のとおり行います。

とき 四月一日 午前九時から午後三時まで

ところ 文化福祉会館

相談内容 土地の分筆・合筆・地目変更、地積更正など 建物・新築・増築・滅失・分割など

お問い合わせ先 山口県土地家屋調査士会 電話 山口〇八三九七五

# 市報 はぎ

**登記の無料相談**

山口県土地家屋調査士会では次のとおり無料登記相談を行います。お気軽にご相談ください。

とき 四月一日(土) 日 九時から十五時まで

ところ 江向 山口地方事務所 藤原支局

相談内容 土地の分筆・合筆・地目変更、建物の新築増築など

# 広報 やない

**ご存じですか?**

一、土地家屋調査士を「ご存じですか」か。土地家屋調査士法は昭和二十五年に制定されました。

この制度の目的は、登記所に備え付けてある登記簿に、みなさんの土地や建物の状況を正確に登記するためです。

この法律により、国家試験に合格した者は土地家屋調査士の資格が与えられます。

二、「表示」に関する「登記」とは、どんなものかご存じですか。

すか、土地の分筆・合筆・地目変更・地積更正など、建物の新築・増築・区分・とりこわしなどを登記することです。

表示に関する登記は、法律により土地家屋調査士が代行できることになっております。

四月一日(土) 九時から十五時まで、山口地方事務所 横井出張所(山根西)で「表示登記」に関する無料相談が行われます。

お気軽にご相談してみたいかがでしょうか。

# 広報 むつみ

**表示登記の無料相談**

山口県土地家屋調査士会では、「表示登記の日」の4月1日に、代のとおりに、表示登記の無料相談を行いますから、お気軽にご相談下さい。

とき 4月1日 午前九時から午後三時

ところ 真市江向 山口地方事務所 藤原支局 山口市駅通り

又は、山口県庁会館

相談内容 土地の分筆・合筆・地目変更 建物の新築・増築・滅失等

**山口新聞**

山口県を代表する新聞。政治・経済・社会・文化の各方面から、県民の生活に密着した記事を提供しています。

発行所：山口県山根町

電話：山口〇八三九七五

**朝日新聞**

全国を代表する新聞。政治・経済・社会・文化の各方面から、国民の生活に密着した記事を提供しています。

発行所：東京都千代田区

電話：東京〇三三三三三







# 訃報

高田 保雄



河村 一 節 郎



享年 七十三才（明治三八年生）  
 事務所 下関市真船町二丁目三番二号  
 昭和五十二年十二月二十三日薨去  
 ここに謹んでご冥福を祈ります

昭和二十六年十一月二十日入会 登録番号  
 第六号  
 同三十二年九月から四一年五月まで一〇  
 年間本会会長に在任。その間、山口、  
 広島各法務局長表彰、連合会長表彰二  
 回、叙勲を賜わる。

享年 五十四才（大正十二年生）  
 事務所 福山市大字徳山四一四番地  
 昭和五三年二月二日薨去  
 ここに謹んでご冥福を祈ります  
 昭和四十七年九月一日入会  
 予備副委員長四年、福山組支部長兼  
 任中焉と。

## お知らせ

★三月二十日付をもって、法務局の  
 届出事項を予備支部に統合され

★予備支部が庁舎移築のため四月十  
 五日から別居の期間  
 予備市大字小帯一三四八一四  
 四神ノ山小学校内  
 の仮庁舎にて業務を行ないます。



本報局支部支用仮庁舎位置図

## 連帆橋（通称「一銭橋」）

百圓を流れる講川の氾濫（今津川）の甚く甚にかけられた橋で、  
 此の地町と川は町をつないでいる。  
 昭和五十年山代屋敷と三田井田三田両家の共有の施設で、元第一銭で  
 往來する二銭の通行費をとりつたもので、通称「一銭橋」の名で有  
 名である。  
 昭和十三年、当時の村が一丸、五〇〇円で買収し、六月一日から無  
 料橋となった。  
 現在は二、三以上の車の通行が禁止されてあり、老朽化している。



